

【ABC 消費者情報 Vol. 227】

◎訪問購入のトラブルにご注意ください！

- ・突然訪問してきた業者が「不用品を買い取る」と強引に自宅に上がり込もうとした
- ・「不要な食器などないか」と電話があり、訪問を承諾したところ、「他に貴金属はないか」と言われ、強引に買い取られてしまった など

○アドバイス

- ・購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。突然訪問してきた購入業者を家に入れないようにしましょう。
- ・訪問を受ける場合は一人では対応しないようにしましょう。
- ・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

【重要】

このABC消費者情報メールマガジンは令和7年3月末に終了します。

「鹿児島市LINE公式アカウント」で消費者トラブル情報を配信していますので、受信を希望される方は「鹿児島市LINE公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から受信設定をお願いします。

<https://page.line.me/440erddv?openQrModal=true>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512